

令和6年狛江市教育委員会第6回定例会会議録

日 時 令和6年6月20日(木) 15:00～15:30

場 所 狛江市防災センター3階会議室

出席委員 教育長 柏原 聖子

委 員 斉藤 茂好・熊谷 勝仁・小川 敦子・森 昌子

事務局 (議案説明者)

教育部長 波瀬 公一

教育部理事(兼)指導室長 松岡 弘悟

調整担当理事 上田 智弘

学校教育課長 浅井 信治

公民館長 瀧川 直樹

図書館長 細川 浩光

社会教育係長 須藤 菜穂

傍 聴 1名

1 審議事項

(1) 議案第37号

狛江市教育振興基本計画改定検討委員会委員の委嘱及び任命について

(2) 議案第38号

令和6年度狛江市民プールの使用時間等の変更について

2 報告事項

－議会報告－

な し

－行政報告－

な し

－事務報告－

(1) 狛江市通学路防犯カメラ設置運用基準の一部を改正する基準について

(2) 中央公民館休館中の代替施設等の利用について

教育長

ただいまから、令和6年狛江市教育委員会第6回定例会を開会します。

会議の開会に先立ち、会議録の署名委員の指名を行います。会議録の署名委員は、「狛江市教育委員会会議規則第29条」の規定により、「斉藤委員」を指名します。

それでは、議事日程に従って、議事を進めます。

付議案件(1)議案第37号「狛江市教育振興基本計画改定検討委員会委員の委嘱及び任命について」、審議します。

本件は、狛江市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2

項に基づき、教育長が臨時代理した狛江市教育振興基本計画改定検討委員会委員の委嘱及び任命について報告し、承認を求めるものです。詳細は学校教育課長より説明します。

学校教育課長 本件は、狛江市教育振興基本計画改定検討委員会委員につきまして、委員の承諾書を受けてから第1回の委員会を開催するまでに、教育委員会定例会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、狛江市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項に基づき臨時代理を行ったものです。

別紙のとおり、学識経験者として、教育行政に識見を有する者1名、教育関係者として、狛江市立小中学校長代表1名、PTA代表1名、社会教育委員1名、有識者2名、教育部長1名、公募市民2名の方を委嘱及び任命しました。任期は第1回の委員会開催日の令和6年6月4日から答申の終了までとしています。

なお、第1回の委員会において、委員長に教育行政に識見を有する学識経験者の坂本和良氏、副委員長に教育関係者で社会教育委員の塚越博道氏が選任されました。

教育長 それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。

斉藤委員 学識経験者や有識者の方は、どのような識見をお持ちの方なのか教えてください。

学校教育課長 学識経験者の坂本氏につきましては、初等中等教育学を専門とされ、長年東京都教育庁で教職員を指導する立場として従事し、特に教職員の養成等に識見をお持ちの方で、昨年度までは狛江市立学校第三者評価委員会の委員長を務めていただいております。また、有識者につきましては、半澤氏は、特別支援教育に識見をお持ちの方で、第3期狛江市教育振興基本計画の策定にも携わっていただきました。また、米田氏につきましては、認定特定非営利活動法人カタリバのユースワーク統括として子どもたちの居場所づくりに取り組み、日々若者支援のため活躍され、キャリア教育にも識見をお持ちの方となります。

なお、社会教育委員で、狛江市社会教育委員の会議の委員長を務めていただいている塚越氏におきましても、第3期狛江市教育振興基本計画の策定に携わっていただいております。

教育長 他に質問等、何かございますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（1）議案第37号「狛江市教育振興基本計画改定検討委員会委員の委嘱及び任命について」、賛成の方の挙手を求めます。

〈賛成者：挙手〉

教育長 挙手全員と認めます。よって、付議案件（1）議案第37号は「可決」されまし

たので、承認します。

次に、付議案件（２）議案第38号「令和6年度狛江市民プールの使用時間等の変更について」、審議します。本件は、狛江市体育施設条例施行規則第3条及び第4条に基づき、今年度の狛江市民プールの使用時間及び休場日を変更するものです。詳細は社会教育係長より説明します。

社会教育係長 市民プールは、規則上7月15日から開始することとされていますが、7月15日が国民の祝日に関する法律に規定する休日となることから、平日に比べ多くの利用者の来場が予想され、事故のないよう、現地スタッフに適正に対応いただくため、今年度は7月12日からの開始とする予定です。また、市民プールの休業は、規則上9月1日からとされていますが、9月1日が日曜日となることから、同様に、平日に比べ多くの利用者の来場が予想されるため、9月2日からの休場とする予定です。

また、規則上、市民プールの使用時間は午前9時30分からとなっていますが、使用時間前の時間を活用し、夏休み短期水泳教室を実施することから、当該教室の実施期間中は使用時間を変更するものです。

なお、今年度は、近隣の公営プールである調布市民プールが劣化度調査により開放を中止とするため、例年より多くの来場者が予想されます。利用者の安全が確保できるよう、必要な対応を行いながら運営してまいります。

教育長 それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。

森委員 今年も猛暑が予想されます。プールであっても熱中症が心配です。熱中症特別警戒アラートが発令された場合など、どのように対応されるのでしょうか。

社会教育係長 市民プールでは、公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」を参考にして、熱中症事故防止のための適切な措置を講ずることとしています。

暑さ指数28を超える場合は「暑さ指数：厳重警戒」、熱中症警戒アラートが発令された場合は「熱中症警戒アラート発令中」と入口に掲示した上で、入場時に注意喚起を行っています。

また、プールの休憩時間の放送毎に、熱中症警戒アラートが発令されていることと、水分補給を充分に行っていただき、熱中症に注意していただくことをアナウンスしています。

なお、熱中症特別警戒アラート発令時につきましても、同様に、前日の発表を確認した上で掲示、注意喚起を行う予定です。

市民総合体育館の主催事業である短期水泳教室については、熱中症特別警戒アラートが発令された際には、延期または中止を検討する予定としています。

指導室長 学校の水泳授業においても市民プールと同様に、公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」で示す熱中症予防運動指針を基

準にするとともに、実施場所の環境等を考慮して実施の可否を判断しています。日本水泳連盟では、気温と水温を足して 65 度以上を屋外プールでの安全実施に当たっての上限温度の目安としており、65 度以上になると体の熱が逃げにくくなり熱中症を発症する可能性が高くなるとされています。学校で水泳授業を実施する際には、熱中症予防運動指針で示す暑さ指数（WBGT）等だけでなく、水温等も判断基準として実施の可否を決定しています。

熱中症警戒アラート、熱中症特別警戒アラートが発令された場合の対応については、学校に「必ずしも当日の部活動を含む全ての体育的活動を中止とするということではないが、昨今の異常気象及び児童・生徒及び教職員の体調、実施場所の環境を考慮し、適切に判断すること。」と通知しています。

また、実施する場合においては、「活動の実施前及び実施中に暑さ指数（WBGT）を確実に計測し、記録すること。熱中症予防運動指針で示す運動中止の基準に達していないことを確認した上で、学校ホームページまたはメール等で地域・保護者に周知すること。」としています。

森委員 夏休み中、子どもたちが市民プールを利用する機会が増えると思いますので、熱中症の予防に加えて、安全に利用できるようにお願いします。

教育長 他に質問等、何かございますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（2）議案第 38 号「令和 6 年度狛江市民プールの使用時間等の変更について」、賛成の方の挙手を求めます。

〈賛成者：挙手〉

教育長 挙手全員と認めます。よって、付議案件（2）議案第38号は「可決」されたので、承認します。

次に、事務報告 1 「狛江市通学路防犯カメラ設置運用基準の一部を改正する基準について」、報告を求めます。

学校教育課長 本基準は、狛江市防犯カメラの設置及び運用に関する条例第 4 条の規定に基づき、教育委員会が市内の通学路に設置する防犯カメラの設置及び運用の基準に関し、必要な事項を定めているものですが、今回、防犯カメラの移設に伴い、別表を改めました。

具体的には、令和 4 年 3 月 18 日に狛江市立狛江第六小学校の学区の岩戸南四丁目 25 番周辺に設置した防犯カメラについて、宅地造成に伴う電柱の撤去により、移設する必要が生じました。そのため、令和 6 年 5 月 7 日に防犯カメラを移設したため、狛江市通学路防犯カメラ設置運用基準の一部を改正し、撮影対象区域の修正を行うものです。

なお、改正後の基準は、移設完了日の令和 6 年 5 月 7 日から施行することとしています。

教育長 次に、事務報告2「中央公民館休館中の代替施設等の利用について」、報告を求めます。

公民館長 現在、中央公民館を御利用の団体の方は、公民館利用団体と社会教育関係団体になります。学校施設に関しては、公民館利用団体も社会教育関係団体も従来から利用可能ですので、特に変更ありません。

また、市民総合体育館に関しては、社会教育関係団体のみ従来から利用可能であることから、公民館利用団体の方が御利用を希望する場合は、社会教育関係団体へ登録をしていただいた上で、利用していただきます。

加えて、地域センター及び地区センターの特別措置（暫定利用）に関しましては、9月1日からの施設利用になりますが、公民館利用団体の方は登録許可書を、社会教育関係団体の方は登録カードを提示することで予約し、利用ができるように調整しました。

なお、地域センターについては、地域センター利用登録団体の利用調整後、また地区センターに関しては、地区センター利用登録団体と同じく利用日の1か月前から施設予約ができます。

また、利用者への周知ですが、7月9日（火）の午前、夜間に利用者説明会を予定しており、6月15日号広報にお知らせを掲載しました。併せて、代替施設等の利用について周知徹底を図るため、個別の相談への対応も想定し、資料をホームページへ掲出するとともに、中央公民館窓口で配布しています。

教育長 それでは、事務報告に対する質疑・御意見を伺います。

森委員 事務報告1「狛江市通学路防犯カメラ設置運用基準の一部を改正する基準について」、学区域で何台など、通学路への防犯カメラの設置運用基準について教えてください。

学校教育課長 通学路への防犯カメラは、平成26年度から平成28年度までに30台、平成31年度から令和3年度までに30台、計60台を各学校及びPTAからの要望に基づき選定の上、設置し、概ね各小学校区域で10台となるように整備しています。

今回改正した狛江市通学路防犯カメラ設置運用基準において、設置年月日、設置学区域、設置台数、撮影対象区域、機器構成を定めており、狛江市防犯カメラの設置及び運用に関する条例第4条の規定に基づき定めたものとなります。

なお、防犯カメラ管理責任者は学校教育課長が充てられております。

小川委員 事務報告2「中央公民館休館中の代替施設等の利用について」、公民館は3か月前から予約が可能かと思えます。西河原公民館の9月利用分については、既に予約が始まっていると思えますが、現在の申込状況を教えてください。

公民館長 中央公民館の改修が始まる9月利用分の申込みが現在始まっていますが、今朝

の段階で53%が予約されております。当日まで予約できるため、今後さらに増えていくことが見込まれますので注視したいと考えています。平日は空きが見られますが、土日や、人気の高い多目的ホール等は、予約が埋まってきている状況です。

小川委員 広報こまえ6月15日号に、代替施設利用説明会の開催のお知らせが掲載されていました。お問合せ等ありましたか。

公民館長 今朝の段階で、説明会には30件程度の申込みがありますが、内容についての問合せは特にありません。

小川委員 ぜひ丁寧な説明会を開いていただきたいと思います。

教育長 他に質問等、何かございますか。なければ、他にその他連絡事項はありますでしょうか。

図書館長 狛江市新図書館に関する説明会を開催しましたので、報告いたします。
まず、「狛江市新図書館実施設計に関する近隣説明会」について報告いたします。この説明会は、当該敷地の隣接分譲マンション権利者を対象に開催したものです。開催に当たり、分譲マンションへのポスティング及び権利者へ郵送にて開催周知を行いました。令和6年5月18日（土）午前10時から駄倉地区センターで実施し、11名の方が参加されました。内容は、これまで3回の説明会における御意見等を基に調整を行ってきた建物の概要について説明を行いました。参加者からは、設備機器や開館後の管理運営に関する御意見や御質問がありました。また、工事による周辺建物への影響や施工時の配慮を求める要望がありました。

続いて、「新図書館新築工事に関する説明会」について報告いたします。この説明会は、狛江市まちづくり条例第36条に基づき近隣住民等を対象に開催したものです。近隣住民の範囲は、当該敷地から計画建物の高さの2倍の範囲となり、範囲内にある住戸等へのポスティング及び権利者への郵送にて開催周知を行いました。5月26日（日）午前10時から駄倉地区センターで実施し、こちらも隣接マンション6名の方が参加されました。

建物の概要及び工事スケジュールについて説明を行い、参加者からは、開館後の周辺環境への影響及び管理運営に関する御意見、外壁等建物の仕様に関する要望がありました。

引き続き、関係部署と連携の上、近隣住民等と必要な調整を図り、新図書館整備を進めてまいります。

熊谷委員 説明会お疲れ様でした。ほぼ隣接マンションの方への説明会だったかと思えます。図書館は公共性が高く、一般の商業施設などとは違うと思いますが、近隣の皆さんは、工事中の騒音や、日陰になる等周辺の環境が変わることに不安があるのだと思います。これから近隣の方々とは長いお付き合いになります。良い施設

ができたと思っただけよう、引き続き丁寧な説明、丁寧な対応をお願いしたいと思います。

教育長

他になければ、以上をもちまして、令和6年狛江市教育委員会第6回定例会を閉会します。